

学校いじめ防止基本方針



令和5年4月

蒲郡市立西浦中学校

蒲郡市立西浦中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。この考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないことに努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

本校では、校訓「愛と耐」を実現できるように、「あたたかさたくましさのある西中生の育成」に尽力している。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

2 いじめ防止対策組織

「学校いじめ防止等対策委員会」（生徒指導・不登校対策委員会を兼ねる）を設置する。いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込まないように、組織として対応する。学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

校長、教頭、校務主任、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーで構成し、必要に応じて、学年主任・担任等を加え、毎週金曜日開く。

(1) 「学校いじめ防止等対策委員会」の役割

- ① 「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・教育相談アンケートや教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
 - ・問題が生じた場合、「いじめ・不登校対策委員会」の指導方針を全教職員に知らせ、指導の徹底を図る。
- ③ 生徒や保護者に、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組みや学校評価等を発信する。
 - ・必要に応じて、生徒代表やPTA、地区の総代の意見を取り入れ、方針を改定していく。
- ④ いじめ事案への対応
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。

- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
- ・ 必要に応じて、市教育委員会、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

※問題が解消とは、以下の2点が満たさせる状況である。

- ・ 被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも3か月は止んでいる状態。
- ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないかを、被害生徒と保護者の双方と面談し確認する。

3 いじめの防止に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ① 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ① ハイパーQ-U アンケート（年2回）、教育相談（年4回のアンケートと面談）を実施し、生徒の小さなサインをも見逃さないように努める。
- ② 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ スクールカウンセラーと連絡を密にし、有効なカウンセリングを心がける。
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら「学校いじめ防止等対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、謝罪を受け、再び良好な関係ができた場合でも、その後の経過を注意深く観察し、状況を把握するように努める。
- ③ いじめへの対応は、一人で抱え込まず、組織で対応していく。情報を全職員で共有する。
- ④ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ⑤ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行い、今後の成長を支援する。
- ⑥ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑦ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない・生み出さない集団づくりを行う。
- ⑧ ネット上でのいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大な事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 市教育委員会または学校のいずれかが主体となり、いじめ行為の事実関係を調査する。
- (3) 学校主体として事実関係を調査する場合は、「学校いじめ防止等対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害生徒、保護者に適切に情報提供をする。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校いじめ防止等対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

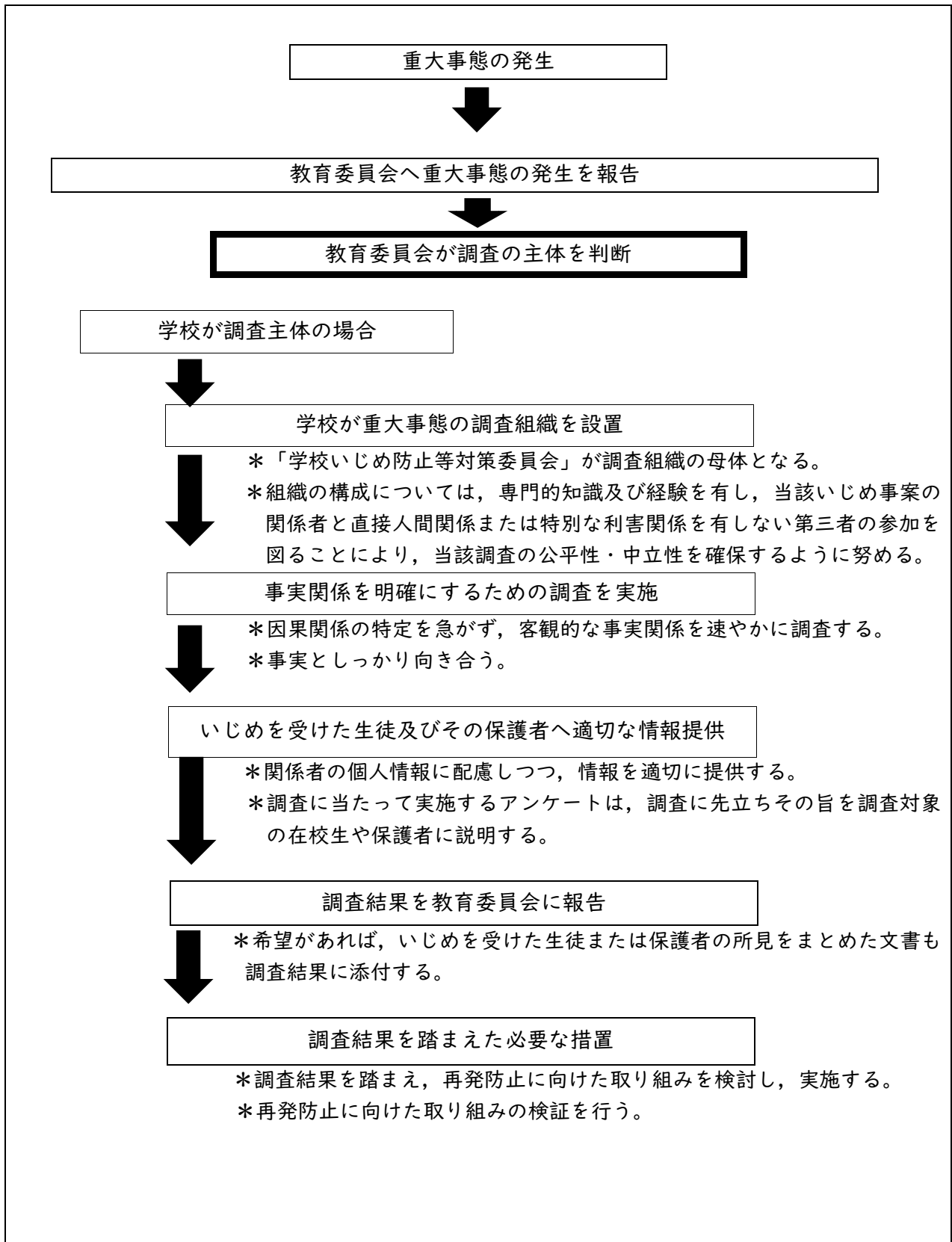
6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」を4月に保護者に配布し、ホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) ハイパーQ-U アンケートの結果を十分に把握し、個々にきめ細かい指導を心がける。また、温かみの感じられる学級づくりをする。
- (5) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

チェックリスト「このような学校・学級では いじめが起きにくい」

- 全職員が、いじめ防止対策推進法を読んでいる。
- いじめの情報が、すぐにいじめ・不登校対策委員会に報告されている。
- いじめアンケートは、回収して、すぐに目を通してしている。
- 善悪の基準が、しっかりと示されている。
- 担任が学級の間人間関係を把握している。(学級の様子・自主ノート等から)
- 学級満足度調査(ハイパーQ-U調査等)を行い、学級経営に生かしている。
- 定期的・日常的に個人面談を実施している。
- 部活動より、面談・家庭訪問を優先している。
- 担任自身に、率直に相談できる教職員がいる。
- SCと協働できている。
- 担任が保護者の信頼を得られている。
- 第三者となる生徒が担任等にいじめを相談できる。

<重大事態の対応フロー図>



※ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省」により対処する。